

四街道市第8回農業委員会議事録

令和3年11月8日(月)

第8回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年11月 8日
午後 2時00分より
場所： 福祉センター3階第1会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

9番 佐藤 由美子 委員

10番 三石 浩 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について
議案第2号 令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について
協議報告第4号 農地法施行規則第53条第1項第5号の規定による農地転用届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1 番 中 村 礼 奈	2 番 永 野 久 雄
3 番 中 村 永 治	5 番 細 野 裕 樹
6 番 佐 藤 慎 一	7 番 小 金 井 貞 夫
8 番 江 原 清	9 番 佐 藤 由 美 子
1 0 番 三 石 浩	1 1 番 海 保 芳 久
1 2 番 井 岡 信 夫	1 3 番 林 田 静 治
1 5 番 橋 本 豊	

欠席委員（1名）議席順

1 4 番 岡 田 英 明

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和3年度第8回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年11月8日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第8回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は9番佐藤由美子委員、10番三石委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項について説明いたします。

申請地は、栗山の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、栗山で土木建設請負業、産業廃棄物処理業等を営んでおり、市内に社屋、駐車場を所有しているほか、資材置場を借用しています。

申請地は、1,094平方メートルの畑で、資材置き場、駐車場として使用します。現在借用している資材置き場に隣接しており、一体的に利用することができることから、利便性が向上し、業績拡大に資すると判断したとのことです。また、所有者は役員の親族であり今後も安定的な利用が可能であるとのことです。

敷地内は砕石を敷き転圧を行い、用水は使用せず、雨水は敷地内で自然浸透とします。

周辺農地への影響については、境界は単管パイプに万能板を設置し土砂等の流出防止策を講じます。工事中は近隣に迷惑がかからないよう、細心の注意を払います。隣接農地の所有者は、当社役員の親族で、事業内容と利用形態については、理解を得ています。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、11ページ及び12ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第1号整理番号1項につきましては、去る11月1日に第2班による事前調査会が行なわれております。

班長の細野委員、説明をお願いいたします。

○**細野委員** 11日1日に第2班により事前調査会を行いました。現地確認は、事務局からプロジェクター等を使用して現地の詳細な説明がありましたので、今の社会情勢を判断して省略しました。詳細につきましては、担当委員の井岡さんから説明をお願いします。

○**議長** 地区担当の井岡委員説明をお願いします。

○**井岡委員** 12番井岡です。事務局、班長の説明のとおりです。補足すると、単管パイプに万能板を設置するのは東側と南側の境界です。西側は既に利用している土地と隣接しているため、既存の資材置場と一緒に使うという事です。駐車場には、建設機械3台、ショベルカー等を置きます。トイレは設置しません。

○**議長** 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号2項について説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

当該地は、以前より転用手続きが取られないまま使用されてきた経緯があります。

譲受人は、土木工事、舗装工事等を営んでおり、隣接地に事業所を借用しています。

申請地は、1,855平方メートルの畑で、資材置き場及び駐車場として使用するものです。事業所と接していることから管理がしやすく、他の土地を持っても代えがたい利便性、有用性があるとのことです。

敷地内は転圧のみ行い、用水は使用せず、雨水は敷地内で自然浸透させます。

周辺農地への影響については、境界は単管パイプと低層鋼板にて仕切り、土砂等の流出を防ぎます。境界付近には新たな遮蔽物は設置しないので、日照、通風等を含め営農には問題ないと考えるところです。近隣耕作者へは説明し、了解を得たとのことです。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、13ページ及び14ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号2項につきまして、去る11月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いします。

○**細野委員** こちらも、同日の事前調査会で検討をしました。詳しくは地区担当の中村委員から説明しますが、土地の値段が非常に安く疑問に思われる方がいると思われませんが、申請者の代理人の説明では、和解の条項などもあり、特に安い点については当事者間での納得済みで疑念はないとうことでした。

○**議 長** 地区担当の中村永治委員、説明をお願いします。

○**中村委員** 3番中村です。詳細については事務局、班長の説明のとおりです。

この案件は、当該地の一部が駐車場として使用されている事が、市からの評価替えの通知で発覚し、貸主と借主との裁判の結果、和解条件として転用許可の手続きを行うものです。

譲受人は建設業で譲渡人は69歳の事務職の方です。

場所は県道の四街道上志津線の今宿交差点を鋭角に左折し、大日小学校の手前約5～600メートルの、今宿の共同墓地に行く細い道路を入った所です。

北側に農地がありますが、日照等を遮らないように低い単管パイプと低層鋼板で仕切って土砂等が農地の方に入らないような処置をするという事です。西側と南側は道路で、東側は宅地になっています。また、譲渡人と譲受人ともだいぶ以前から過去の所有者から使用貸借を受けまた貸し等を何回も行い現在の状態になっています。そのため許可申請には顛末書と始末書も

添付されています。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 15番橋本です。現場写真を見るとすでにコンテナのような置いてあるようすがこれについてはどうなのですか。

○事務局 申請地内にあるのは倉庫代わりにしているコンテナです。本来は撤去して申請すべきではありません。

○事務局 本件については、平成10年ぐらいから、違反の意識がないまま地権者や借主が多く変わる状況が続き現在に至っています。裁判で、正規の手続きを踏んで現状に合わせるという方向が示されたため、今回の申請となっています。

○議 長 他に質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

3ページをお開き下さい。

令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規3件更新1件となります。

また、借受者は、1人と1法人になります。

番号1につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和6年11月30日となります。

番号2につきましては、亀崎の田3筆で新規、利用権は賃貸借、終期は令和14年12月31日となります。

番号3につきましては、物井の田3筆で新規、利用権は賃貸借、終期は令和14年12月31日となります。

番号4につきましては、物井の田1筆で新規、利用権は賃貸借、終期は令和14年12月31日となります。

4ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第2号につきましては可決いたします。

○**議 長** 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 5ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項と2項の2件です。

いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自らの農地を、専用住宅に転用するという届出です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項から8ページの整理番号8項までの8件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅、社会福祉施設に転用するという届出です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より1件の農地の転用事実に関する照会があったので、現地調査を行い、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項は、市課税課等の資料により平成9年以前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答しました。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「農地法施行規則第53条第1項第5号の規定による農地転用届出について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法施行規則第53条第1項第5号の規定による農地転用の届出について、本件は、四街道市が施工する調整池築造工事のための仮設道路に供するため、転用の届出がありましたので報告します。整理番号1項は、中台の田を仮設道路用地に一時転用するものであり、期間は、令和3年10月11日から令和4年3月31日までです。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第4号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第4号は、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

12月の開催予定については、事前調査会が12月1日の水曜日に、第3班の委員にお願いします。また、総会が12月8日の水曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は12月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時35分

令和3年11月 8日

農業委員会長

印

議事録署名委員

9番

印

10番

印